

事務事業名		農業委員活動支援事務		担当課		農業委員会		(3) 指標の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度									
				担当係	農地係	活動指標 (実施状況)		単位	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)										
まちづくりﾌﾟﾗﾝ (基本目標)	振興計画体系	3	<産業経済>大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまち	予算科目	会計	1	6	1	1	備考	ア	農業委員会総会	回	12	13	12	12	13	12					
					主な費目	報酬、賃金、報償費		イ	研修会・視察研修	回	5	5	5	5	5	5	5							
					対象	農業委員、農地利用最適化推進委員、農業者、各種申請・届出者		成果指標 (成果・効果)	単位	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)								
					事業期間	年度～年度 (年間)		ア	3条・4条・5条等許認可数(R4からは3条のみ)	件	150	150	84											
(個別目標)	2	1	1次産業が発展し続けるまち	対	象	業	委員	、	農	業者	、	各	種	申	請	・	届	出	者					
イ																				最	適	化	推	進
(施策)	3	1	生産基盤の整備	対	象	業	委員	、	農	地	利	用	最	適	化	推	進	委	員	等	活	動	日	数
イ																								
(基本目標)	1	1	稼ぐ志布志をつくるとともに、安心して働けるようにする	対	象	業	委員	、	農	地	利	用	最	適	化	推	進	委	員	等	活	動	日	数
イ																								
(施策)	1	1	農林水産業の成長産業化プロジェクト	対	象	業	委員	、	農	地	利	用	最	適	化	推	進	委	員	等	活	動	日	数
イ																								
(1) 総事業費の推移		単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(4) 評価		所管課による評価													
			(実績・決算)	(実績・決算)	(実績・決算)	(計画・予算)	(計画・予算)	(計画・予算)																
年間トータルコスト	事業費	国県支出金	千円	6,276	6,365	6,197	5,967	5,967	5,967	有効性評価	農業委員・推進委員として取り組むべき事業に従事しており、法定業務のため休止・廃止できない。													
		その他特定財源	千円	136	259	353	234	234	234															
		一般財源	千円	21,197	26,015	24,532	27,107	27,107	27,107															
		事業費計 (A)	千円	27,609	32,639	31,082	33,308	33,308	33,308															
		所要人員 (年間)	人	3.378	3.500	3.500	3.500	3.500	3.500															
		人件費概算 (B)	千円	18,917	19,600	19,600	19,600	19,600	19,600															
(A) + (B)		千円	46,526	52,239	50,682	52,908	52,908	52,908																
(2) 事業概要																								
事業目的	農業委員会は、市町村単位で設置が義務付けされているもので、農地売買や農地転用等に際し、農地の適正な利用を図るため、農地の無秩序な開発を監視、抑止する役目を持っており、農業者の育成、強化を図る。											効率性評価	農業委員・推進委員の報酬が主なものであり、委員会活動に必要な事業費である。現在、事務局と2分室で6人の職員(局長含む)と、5人の会計年度任用職員を事務局、各分室に配し業務を行なっている。出張や会議、現地調査、研修等の時の窓口業務を考えた場合、また会計年度任用職員の勤務日数を考えたとき、これ以上の削減余地はない。(職員の条例定数は7名) 財源としては農業委員会交付金、機構集積支援事業補助金、各種証明手数料。											
事業内容	農地法第3条の規定による権利移動申請、農地法第4・5条の規定による農地転用許可申請、非農地証明願及び農用地利用集積計画について審議するための総会の開催。農業委員会業務の適切な執行に資するため各種研修会への参加。委員の日常活動による農地確認、各種相談、全国農業新聞の普及推進等																							
開始経緯	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律88号)により、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与するため、農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所について、その組織及び運営を定めること」とされている。											達成度評価	農地法関連の業務は、法定業務が主であり、また申請主義のものが多いことであるため、事務事業の見直しの余地はない。経営基盤強化促進法の改正により、農業委員、最適化推進委員の役割が明確化され、その活動をサポートするため、どのような改善をしていくか検討する必要がある。											
実施状況	各種申請書・届出書については、受付、権利関係の確認、申請書の交付、議案書作成・配付、月1回農業委員会総会の開催、議事録作成、意見書の作成、県へ進達となる。																							
成果	農地の適正な利用 農業委員の資質の向上及び適切な業務運営 農地の有効な利活用が図られる											改革改善案	拡充		現状維持		○ 改善		効率化		廃止終了			
課題	農業委員会の業務として利用状況調査等を行っているが、中山間地域で「耕作放棄地」が発生しておりその対策が重要になっている。												新農業委員会法の施行となり、今後は農業委員と農地利用最適化推進委員の連携により農地に関する相談及び法定手続きの周知を図る。											